

【ポイント】

- コロンボ県内の隔離地域を一部解除、一部新規に追加指定。
- 西部州越境における無作為の抗原検査は引き続き継続。
- 引き続きスリランカ当局が発表する最新情報の収集、定期的な手洗い・手指の消毒を行うとともに、外出時などにはマスクを着用し、ソーシャル・ディスタンス（社会的距離）を保つなどの感染症対策に努めてください。

【本文】

1

(1) スリランカ当局は、27日、コロンボ県内の隔離地域について、一部解除を発表するとともに、一部新規に追加指定しました。詳細は、以下ウェブサイトでご確認ください（なお、今回の発表で言及のなかった隔離地域は引き続き継続。）。

○今次の通知（コロンボ県内における隔離地域の解除及び新規指定）

<https://www.dgi.gov.lk/news/press-releases-sri-lanka/2600-press-release-2020-12-27-isolation-lifting-continuing-and-newly-isolates-areas>

ア：解除（28日午前5時より）

・コロンボ2、6、8、10、12、13区及び Wellampitiya の一部地域

イ：新たな指定（28日午前5時より）

Keselwatta 警察管区（コロンボ12区）の一部地域

(2) 西部州以外でも引き続き、一部の地域で隔離地域指定が続いています。以下の高危険地域地図（ハイリスクエリアマップ）も参考の上、今後も当局が発表する最新情報の収集に努めてください。

○高危険地域地図（ハイリスクエリア：19日付保健省発表）

http://www.epid.gov.lk/web/images/pdf/Circulars/Corona_virus/moh_area_map_33.jpg

2 また、西部州から越境する者に対し、引き続き、無作為に抗原検査が実施されています。検査の結果、陽性反応が出た場合は、現場の医師の判断にもとづき、治療施設での隔離指示がされる場合があります。検査地点は、今後拡大する可能性が示されていますので、西部州にお住まいの方に限らず、特に年末年始などに向け、移動を予定されている方は、移動の前にスリランカ当局が発表する最新情報を収集するなど、十分にご留意ください。

3

(1) 26日付で日本における新たな水際措置が発表されました。現時点で日本政府は、スリランカから日本に入国する者に対し、出国前72時間以内のPCR検査の検査証明を求めています（日本到着時のPCR検査もありません。）、日本入国後の14日間の自主待機や公共交通機関を使わず移動すること等は引き続き要請されています。詳細は厚生労働省

のウェブサイトにてご確認ください。

(2) また、スリランカ保健省は、渡航先国や航空会社が PCR 陰性証明を必須書類としない場合に限り、当地出発前の陰性証明の提示を免除する運用をしていますが、PCR 陰性証明の要否については必ず搭乗予定の航空会社に事前確認してください。

(3) 日本へのご帰国等の際には、上記についてご留意いただくとともに、最新の情報を御確認ください。

○新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について (12 月 26 日付け発表)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html

○厚生労働省：「水際対策の抜本的強化についてこれから海外から日本へ来られる方へ」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00098.html

4

(1) 当地の在留邦人の皆様及び当地を訪問中の邦人の皆様におかれましては、引き続き、こまめな手洗い・手指の消毒、マスクの着用、ソーシャル・ディスタンス (社会的距離) の確保、自宅やオフィスでの定期的な換気など、正しい知識に基づいた感染症対策に努めてください。また、規則正しい生活や十分な睡眠をとるなど自己の健康管理に努めるとともに、自己のみならず、他人に感染させないような行動を心がけてください。

(2) なお、スリランカ政府は、検疫及び疾病防止条例にて、公共の場におけるフェイスマスクの着用やソーシャル・ディスタンスの確保等の新たな規則を追記する官報を发出しています。これら規則や規制に従わなかった場合には、罰金や懲役等の法的措置がとられる場合がありますので、十分に注意をしてください。

○条例の改正内容は、10月15日発表の官報をご参照ください。

http://www.documents.gov.lk/files/egz/2020/10/2197-25_E.pdf

【参考】官邸ホームページ

「新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～」

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

【当館新型コロナ関連リンク】

過去の当館からの領事メールや新型コロナウイルス感染症関連情報を確認する場合は、以下のウェブサイトからご利用いただけます。

https://www.lk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000915.html

○問い合わせ先

在スリランカ日本国大使館

電話：(国番号94) 11-269-3831

※「たびレジ」に簡易登録した方でメールの受け取りを希望しない方は、以下のURLから変更・停止の手続きをしてください。

（変更） <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

（停止） <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「在留届」を提出した方で帰国・移転した方は、以下のURLで帰国又は転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>